

○厚生労働省告示第三百四十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項（同法六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の2中「第9」を「第10」に、「第16」を「第17」に改める。